

# 有馬浄水場清掃業務特記仕様書

## 第1章 適用の範囲

(適用)

第1条 本特記仕様書は、「有馬浄水場運転管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に規定する特記仕様書で、本清掃業務に適用する。

2 この業務の一般的事項は、仕様書によるものとする。

## 第2章 館内清掃業務に係る特記事項

(目的)

第2条 本特記事項は、有馬浄水場館内及び社家導水ポンプ所の清掃を行うことにより、館内美化することを目的とする。

(適用)

第3条 本章に記載された事項は共通仕様書に優先し、定めのない事項は(財)建築保全センター発行の「建築保全業務共通仕様書」[4編 清掃]の規定によるものとする。

(業務実施場所)

第4条 業務の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 有馬浄水場 海老名市中河内 1767 番地
- (2) 社家導水ポンプ所 海老名市社家 4587 番地

(用語の定義)

第5条 用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「日常清掃」とは日又は週単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- (2) 「定期清掃」とは月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。

(周期の説明)

第6条 清掃の周期は、次のとおりとする。

- (1) 「日常清掃 1D」は、1日ごとに1回行う。
- (2) 「日常清掃 2D」は、2日ごとに1回行う。
- (3) 「日常清掃 1W」は、1週ごとに1回行う。
- (4) 「定期清掃 2M」は、2か月ごとに1回行う。
- (5) 「定期清掃 2/Y」は、1年に2回行う。
- (6) 「定期清掃 1Y」は、1年ごとに1回行う。

(業務実施期間)

第7条 作業期間は、次のとおりとする。

(1)「日常清掃」は、土・日及び祝祭日を除く開庁日の午前8時30分から午後4時30分までに実施する。ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)については、原則として祝祭日と同様の扱いとする。

(2)「定期清掃」の詳細時期については、局職員と協議し実施すること。

(業務の内容)

第8条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 清掃内容

ア 管理本館

区分	項目	作業内容	
玄関ホール	硬質床	日常清掃	除塵及び部分水拭き、フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、吸殻収集、ごみ収集及び金属部分除塵
		定期清掃	表面洗浄
	弾性床	日常清掃	除塵及び部分水拭き、フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、吸殻収集、ごみ収集及び金属部分除塵
構内通路	—	日常清掃	拾い掃き
喫煙スペース	硬質床	日常清掃	除塵及び部分水拭き、吸殻収集、ごみ収集
	弾性床	日常清掃	除塵及び部分水拭き、吸殻収集、ごみ収集
階段	弾性床	日常清掃	除塵及び部分水拭き、手摺り拭き
		定期清掃	表面洗浄
廊下、エレベーターホール	弾性床	日常清掃	除塵及び部分水拭き、吸殻収集及びごみ収集
		定期清掃	表面洗浄
便所、洗面所	硬質床	日常清掃	除塵及び全面水拭き、ごみ収集、扉・便所面台のへだて部分拭き、洗面台及び水栓拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集
		定期清掃	一般床洗浄
事務室、会議室	弾性床	日常清掃	除塵及び部分水拭き、吸殻収集及びごみ収集
		定期清掃	表面洗浄
	繊維床	日常清掃	除塵、吸殻収集及びごみ収集
		定期清掃	洗浄
湯沸室	弾性床	日常清掃	除塵及び全面水拭き、流し台洗浄及び厨芥収集

		定期清掃	表面洗浄
浴室、シャワールーム、脱衣室	硬質床	定期清掃	一般床洗浄
窓ガラス	—	定期清掃	洗浄
ごみ運搬処理	—	日常清掃	中継所から集積所までの運搬、分別、梱包

イ 社家導水ポンプ所

区分	項目	作業内容	
玄関ホール	弾性床	定期清掃	表面洗浄
階段	弾性床	定期清掃	表面洗浄
廊下、エレベーターホール	弾性床	定期清掃	表面洗浄
便所、洗面所	弾性床	定期清掃	表面洗浄
湯沸室	弾性床	定期清掃	表面洗浄
事務室、会議室	弾性床	定期清掃	表面洗浄

(2) 数量

ア 管理本館

区分	項目	日常清掃	定期清掃	面積 (㎡)	備考
玄関ホール	硬質床	1 W	—	142	
	弾性床	1 D	2 M	196	
		—	1 Y	27	
構内通路	—	1 W	—	9	
喫煙スペース	硬質床	2 D	—	4	
	弾性床	2 D	—	4	
階段	弾性床	1 D	2 M	194	
		—	1 Y	63	
廊下、エレベーターホール	弾性床	1 D	2 M	258	
便所、洗面所	硬質床	1 D	2 M	106	
事務室、会議室	弾性床	1 D	2 M	396	
		—	2 / Y	221	会議室
		—	1 Y	139	他
	繊維床	1 D	1 Y	105	
		—	1 Y	33	
		1 D	2 M	5	
湯沸室	弾性床	1 D	2 M	5	
		1 D	2 / Y	11	

浴室、シャワールーム、脱衣室	硬質床	—	1 Y	20	
ごみ運搬処理	—	1 W	—	151	
		2 D	—	8	
		1 D	—	1,271	
窓ガラス	—	—	1 Y	408	
清掃床面積合計				2,055	

#### イ 社家導水ポンプ所

区分	項目	日常清掃	定期清掃	面積 (㎡)	備考
玄関ホール	弾性床	—	1 Y	32	
階段	弾性床	—	1 Y	85	
廊下、エレベーターホール	弾性床	—	1 Y	33	
便所、洗面所	弾性床	—	1 Y	3	
湯沸室	弾性床	—	1 Y	3	
事務室、会議室	弾性床	—	1 Y	20	
清掃床面積合計				176	

#### (消耗品の補充)

第9条 乙は、次の表に掲げる消耗品等を必要に応じ購入し、補充するほか、所定の場所に格納するものとする。

#### 日用消耗材 使用予定一覧 (1月当たり)

名 称	規 格	数 量	単 位
ポリ袋	45 リットル	50	枚
トイレ用液体洗剤		0.5	L
トイレトペーパー	65m	30	巻
洗濯用粉洗剤		2	kg
台所用液体洗剤		1	L
化粧石鹸	固形	4	個

#### (業務上の注意事項)

第10条 本作業を行うに当たり、使用する清掃用具は、適切なものを使用しなければならない。特に、洗剤については、強い臭いを発するもの等人体及び建物に悪影響を与える恐れのあるものは、使用してはならない。

### 第3章 横流式沈でん池他清掃業務に係る特記事項

(目的)

第11条 本特記事項は、横流式沈でん池等に堆積した汚泥を天日乾燥床へ排泥することにより、浄水処理の機能維持することを目的とする。

(業務実施場所)

第12条 業務の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 横流式沈でん池他 海老名市中河内1767番地
- (2) 回収池 海老名市杉久保南5丁目10号

(業務実施期間)

第13条 作業を行う期間については、年1回行うものとする。ただし、各池の排泥清掃作業は、各年度の別途委託における「有馬浄水場天日乾燥床汚泥処理業務委託」の実施後、排泥清掃作業を行うものとする。

- 2 本作業は、池を休止にして清掃を行うもので、浄水処理に影響があるため、局職員と詳細な打ち合わせを行い実施すること。

(業務の範囲)

第14条 業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各池の排泥及び高圧洗浄機等での壁面等（横流式沈でん池においては戻り管を含む）の清掃
- (2) 作業内訳 (面積はおおよそとする)

池等の名称	単位	面積
横流式沈でん池 (30.125m×106.15m×2池)	m <sup>2</sup>	6,400
連絡渠 (39m×1.2m 63m×1.2m)	m <sup>2</sup>	120
傾斜板沈でん池 (14m×21m×4池)	m <sup>2</sup>	1,180
回収池 (32.5m×14m×2池)	m <sup>2</sup>	910

(業務内容)

第15条 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 横流式沈でん池及び連絡渠

人力(トンボ)及び消火栓用高圧ホースでかき寄せ、既存構造物のピットを利用し汚泥を天日乾燥床へ排出する。

- (2) 傾斜板沈でん池

人力(トンボ)及び消火栓用高圧ホースでかき寄せ、既存構造物のピットを利用し汚泥を天日乾燥床へ排出する。

- (3) 回収池

人力(トンボ)及び消火栓用高圧ホースでかき寄せ、既存構造物のピットにて作業用仮設

サンドポンプで汚泥を天日乾燥床へ排出する。

(業務上の注意事項)

第 16 条 本作業を行うに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 浄水場の水処理を継続させながら行うものであるため、特に各バルブ及びゲート等の操作は、必ず局職員と協議して行うこと。
- (2) 連絡渠内は、酸欠の恐れがあるため、作業実施に当たっては、酸欠測定を行う等の安全処置を行うこと。

#### 第 4 章 高架水槽清掃業務に係る特記事項

(目 的)

第 17 条 本特記事項は、高架水槽の水が飲料水等の生活用水、池の洗浄水等に使用され、貯水槽と同等の使用目的があるため、水道法の規定と同様の清掃を行い、併せて槽内外等の点検を行うことを目的とする。

(業務実施場所)

第 18 条 業務の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 有馬浄水場 海老名市中河内 1767 番地

(業務実施期間)

第 19 条 作業期間は、浄水処理に影響するため、局職員と事前に詳細なる打合せを行い、年 1 回実施すること。

(業務実施範囲)

第 20 条 作業の範囲は、次のとおりとする。

- |                 |              |     |
|-----------------|--------------|-----|
| (1) ステンレスパネルタンク | 18×12×2.5(m) | 1 基 |
| (2) ステンレスパネルタンク | 3×2×2(m)     | 1 基 |

(業務内容)

第 21 条 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 内外面の目視等点検
- (2) 内面清掃

(業務上の注意事項)

第 22 条 本作業を行うに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 高架水槽は、浄水場の飲み水等になるため、常に清潔を旨とし、作業を行うこと。
- (2) 作業は、高所作業であるため、落下等には十分注意し作業を実施すること。
- (3) 高架水槽内は、酸欠の恐れがあるため、作業実施に当たっては酸欠測定を行う等の安全処置を行うこと。

## 第5章 清掃業務に係る共通事項

(提出書類)

第23条 提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 作業計画書 (A4サイズ) 2部 (必ず局職員の承諾を得ること。)
- (2) 作業実施報告書 (A4サイズ) 2部
- (3) 作業実施写真 (A4サイズ) 1部

(業務上の注意事項)

第24条 各作業を行うに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 飲料水を製造する浄水場での作業であるため、浄水処理に影響を及ぼす恐れのある作業及び水処理工程に支障となる物質を混入させてはならない。
- (2) 作業は、常に安全を旨として、実施する。
- (3) 作業着手前に作業日程について、局職員と協議する。
- (4) 作業時間については、原則として平日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (5) 資格を必要とするものについては、資格証の写しを提出する。
- (6) 健康診断 (検便)

水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号のいずれかに該当する者は、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス・パラチフス・病原性大腸菌 0-157・サルモネラ菌とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。

ア 水工程に直接触れて作業する者

イ 水工程に直接触れないが、概ね一週間程度連続して作業する者

ウ 6か月を越えて従事する者